

完全招待者向け 堺食産品プロモーション事業
仕様書

1. 業務名

完全招待者向け 堺食産品プロモーション事業

2. 目的

堺食産品海外セールス実行委員会（以下、「実行委員会」という。）では、欧州に向けた需要開拓の取組として、これまでパリやルクセンブルクにて堺打刃物（包丁）のプロモーションを行ってきた。今年度はドイツ近隣諸国での実施を考えており、刃物だけでなく食品も併せ、堺の優れたものづくり精神と美食文化を融合させたプロモーションを行うことにより、多くの料理業界関係者やバイヤー、メディアに堺の刃物や食品を知ってもらい、新たな販路の開拓支援を目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から2026年2月28日

4. 業務内容

（1）プロモーション会場の手配及び設営

- ①南フランスの日本料理や日本文化への関心が高い都市部で、アクセスが良いこと
- ②日程および開催日数
2026年2月12日（木）～15日（日）までの1日間（開催時間は3時間程度）
- ③食品の展示スペース・研ぎの実演をするための水回りの設備・簡単な調理実演ができるスペース（キッチン等）が設置されていること
- ④プレゼンテーションが行えるモニター等の設備が設置されている又は用意すること
- ⑤包丁（最大5本×3社）を展示すること。ただし安全面に配慮すること
- ⑥その他、開催にあたって必要な備品の準備・借用をすること

（2）プロモーションイベントの運営

①バイヤーやシェフ等の招聘・来場手配

下記ターゲットへの案内状（ダイレクトメール等）を作成・発送し来場誘導すること。

事前の出欠確認を送り、参加状況等について定期的に報告すること。

- ・高級料理店やレストラン関係者（シェフ・ソムリエなど）
- ・現地の専門商社やバイヤー（食品・キッチン関連、日本の伝統産品）
- ・メディア関係者（料理関連、日本の伝統・文化関連、インフルエンサーなど）

合計 30 名程度

②通訳者の手配（1名）

③プロモーションイベントの来場者受付、及び写真撮影を行うこと。

（3）イベント周知 PR

招待者にプロモーションイベントの周知を行うこと。

（4）プロモーション実施の際には、来場者に対し、イベント及び堺の食産品に関する項目を聞き取るアンケート、また食品や刃物に興味を持った来場者に対し、連絡先をヒアリングし、実行委員会に報告をすること。

(5) 展示品輸送補助

展示商品は実行委員会が別途輸送を行うが、輸送に関して荷受人・荷出人となること。また、税関等からの疑義照会については、実行委員会と連絡調整のうえ回答すること。

(6) 荷物の受取

当実行委員会から送付する荷物を受け取ること。

(7) その他現地における質問等の実行委員会との連絡調整

プロモーション実施時に発生する質問には随時回答すること。ただし、実行委員会に確認する必要がある内容については、翻訳のうえ、連絡、回答の調整を行うこと。

(8) 除外する費用

下記の費用については、本業務内容の費用から除外する。

- ・ 出品物の経費
- ・ 出品物や資材の輸出入に係る費用

* 調理・実演に際して必要となる食材等の費用については、提案内容を考慮して実行委員会との協議により決定する。

(9) 実行委員会より持ち込む物品等

- ・ 堺打刃物スタンドバナー
- ・ 堺刃物に関する冊子、展示商品に関するパンフレット等
- ・ イベント実施時に使用する包丁や研ぎ道具

* その他、貸与可能なものについては適宜実行委員会との協議により決定する。

5. 業務の実施状況報告

(1) 業務完了後、2026年2月25日までに、下記の書類を作成の上、実行委員会まで提出すること。

- ・ 業務報告書

ダイレクトメールの実績と招聘成果、運営上の課題分析や次回への改善点アドバイス、通訳者からの商談や実演等の報告まとめ

- ・ 業務完了届

(2) 押印若しくはサインを要する書類については、データを送付後、郵便にて実行委員会宛てに提出すること。

6. その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、実行委員会及び受託者の協議により決定するものとする。

(2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュールを記載）を作成し、実行委員会の承認を得ること。

(3) 本業務実施にあたり、撮影した写真等に係る著作権は、発注者に帰属する。

7. 暴力団等の排除について

仕様書別記「暴力団等の排除について」のとおり

8. 留意事項

- ・本業務は、契約書・仕様書・質問回答書に基づき履行することとする。
- ・具体的な計画内容及び作業スケジュール等については発注者と協議した上で決定し、必要に応じて適宜工程表を提出すること。
- ・発注者の求めに応じて、関連資料を指定した形式で提供すること。
- ・本業務に関し、仕様書等による判断が困難又は不都合な場合は発注者と協議すること。
- ・業務の履行にあたっては、個人情報に関する法律等を遵守すること。
- ・受注者は、業務履行期間に限らず業務履行期間終了後も、本業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。
- ・本業務仕様書に定めのない事項については、発注者と協議すること。
- ・成果品を指定された期日までに指定された場所に全て納品し、発注者による検査合格をもって業務の完了とすること。
- ・業務の履行に際し疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- ・発注者から履行状況の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- ・業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とすること。
- ・本業務の履行に際し、参加事業者から提供された展示商品や会場設備、見学先の商品及び工場視察先の備品等について、破損、汚損、盗難等により、賠償費用が発生した場合は、受注者の負担とすること。
- ・本事業において使用するバス、タクシー等の移動手段に起因する交通事故その他のトラブルにより参加者または第三者に損害が生じた場合、当該損害に関する責任は受注者が負うものとし、発注者は一切の責任を負わない。
- ・本業務の成果物および作業工程で作成された資料等に係る著作権を含む一切の権利は、発注者に帰属するものとし、当該データは、発注者が運用する Web サイトや印刷物等に自由に使用できるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には堺市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は堺市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が発注者に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。